平成２１年（フ）第４２０号
三重県三重郡菰野町大字下村1004番地12
債務者　神宮司道宏
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　明紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第４２１号
三重県三重郡菰野町大字下村1004番地12
債務者　神宮司はるみ
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　明紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第４２４０号
札幌市豊平区平岸３条７丁目６番22―208号
債務者　山田　勝幸
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　一嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２６号
名古屋市熱田区一番２丁目16番11号
債務者　木村　雄二
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　環樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月18日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５号
横浜市栄区上郷町81番地５　ディアコート101
債務者　小島　伸一
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上升　栄治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月13日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６号
山形県天童市大字川原子2968番地の２
債務者　本間　　等
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　粕谷　真生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月13日午後３時５分
5　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６５４号
静岡県沼津市市場町６番19号、前住所静岡県沼津市下香貫島郷2521番地の１
債務者　髙島　政和
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福地　明人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月17日午後１時
5　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１８９号
横浜市港北区仲手原１丁目18番30―116号
債務者　野坂　昇志
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早川　和孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９０号
横浜市港北区仲手原１丁目18番30―116号
債務者　野坂　和子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早川　和孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６２号
富山市長江新町１丁目５番32号
債務者　松井　秀彦
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水谷　敏彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３６３号
富山市長江新町１丁目５番32号
債務者　松井由美子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水谷　敏彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
富山地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１号
北海道北見市留辺蘂町宮下町130番地６
債務者　海鉾　雅浩
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第３号
北海道北見市美芳町４丁目６番８号　蘭ハイツ101号
債務者　渡辺　　悟（旧姓野家）
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第４号
北海道北見市桜町５丁目63番地１
債務者　芳賀　順子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第１８号
埼玉県熊谷市上之1188番地15
債務者　川田　伸也
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１５４５号
千葉市美浜区高洲１丁目９番10号　高洲ハイツ102
債務者　大橋　計三
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５７３号
千葉県船橋市前原東２丁目15番21号
債務者　浜野　太郎
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第２０１号
千葉県木更津市清見台東３丁目５番17号
債務者　石川　芳宏
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
千葉地方裁判所木更津支部